

不利益処分の処分基準

処 分 名	収入超過者又は高額所得者の認定		
根拠例規及び条項	多治見市営住宅管理条例(昭和49年条例第13号)第27条第1項、第2項		
所 管 部 課 名	建設部 建築住宅課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	①公営住宅法(昭和26年法律第193号)第29条 ②多治見市営住宅管理条例施行規則(昭和49年規則第26号)第19条	
	基 準	入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長はその意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正するものとする。(条例第27条第3項)	
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日
備 考			